# 別表 (V) 中学校教諭一種免許状 (社会) 取得希望者の単位修得方法 (夜間主コース) ②平成24~29年度入学者 (<u>※平成23年度以前入学者は取得できません。</u>)

### 〇免許法施行規則66条の6に定める科目

左新冲板信相印をウはて到口に八	) <del>\{\-\*\</del>	左記に対応する開設授業	/#= <del>1</del> Z.		
免許法施行規則に定める科目区分	単位数	授業科目	必修	選択	備考
日本国憲法	2	憲法 I	2		
体育	2	健康スポーツ a 健康スポーツ b 健康スポーツ e (水泳) 健康スポーツ f (スキー I) 健康スポーツ g (スキー II) 生活と健康	2	1 1 1 1 1	健康スポーンから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語ⅡB1 英語ⅡB2	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

## 〇教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設技	備考		
科目	各科目に定める必要事項	単数	授業科目	必修	選択	
教能の意義等に関する科目	<ul><li>・教職の意義及び教員の役割</li><li>・教員の職務内容(研修,服務及び身分保障等を含む。)</li><li>・進路選択に資する各種の機会の提供等</li></ul>	2	教職論	2		
	・教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想		教育の歴史	2		
教育の基礎理論に関する科目	・幼児,児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児,児童 及び生徒の心身の発達及び学習の過程 を含む。)	6	教育心理	2		
	・教育に関する社会的,制度的又は経 営的事項		教育制度	2		
教育課程及び指導法に関する利用	・教育課程の意義及び編成の方法		教育課程論	2		
	<ul><li>各教科の指導法</li></ul>		社会科教育法 I	2		
			社会科教育法Ⅱ	2		
		12	社会科・公民科教育法 I	2		
			社会科·公民科教育法Ⅱ		2	<b>※</b> 1
	・道徳の指導法		道徳教育	2		
	・特別活動の指導法		特別活動論	1		
	・教育の方法及び技術(情報機器及び 教材の活用を含む。)		教育方法	2		
生街灣,教育眼及び進	<ul><li>生徒指導の理論及び方法</li><li>・進路指導の理論及び方法</li></ul>	4	生徒指導	2		進結算を含む
おいまする利用	・教育相談 (カウンセリングに関する 基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		教育相談	2		
教育美習			事前・事後指導	1		
		5	教育実習 I	2		
			教育実習Ⅱ	2		
教職実践寅習		2	教職実践演習 (中・高)	2		
合制单位		31		32	2	32 単位必修

#### ○教科に関する科目

- O教件に関する件目 							
免許法施行規則に		左記に対応する開設授業科目					
定める科目区分	単位数	授業科目	必修	選択必修	選択	備考	
日本史及び外国史		日本史	2				
		外国史	2				
地理学(地誌を含む。)		地理学	2				
「法律学,政治学」		法学	2				
		国際法			2		
		民法 I		2		<b>※</b> 2	
		刑法			2		
		行政法 I		2		<b>※</b> 2	
		憲法Ⅱ			2		
		民法Ⅱ			2		
		商法I			2		
		商法Ⅱ			2		
		民事手続法 4744年 274			2		
	20	知的財産法 労働法			2 2		
	単位	カ側伝   社会保障法			2		
	平匹	国際経済法			2		
		国際取引法			2		
		国际取引公			2		
「社会学,経済学」		経済学入門	2				
		経済理論	2				
		経済学と現代		2		<b>※</b> 2	
		経済と統計			2		
		経済史			2		
		経済思想史			2		
		応用ミクロ経済学		2		<b>※</b> 2	
		公共政策			2		
		金融経済			2		
		国際経済と現代			2		
「哲学,倫理学,宗教		哲学		2		2.约日本, 2.0.约日, 2.4亿 以 // 4.	
学」		倫理学 宗教学(昼間コース)		2 2		→ 3科目から2科目選択必修	
要修得単位	20	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	12	8		20 単位必修	

#### ○教科又は教職に関する科目

左記に対応する開設技		授業科目			
免許法施行規則に定める		単位数		備考	
科目区分	授業科目	必修	選択	спи - та <sup></sup> У	
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		8	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」 又は「教職に関する科目」について、併せて <u>8単位</u> 以上修得すること。	

#### 備考:

- 1.「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数(31単位)を超えた単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 2. 「教職に関する科目」のうち「社会科・公民科教育法II」は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができる((%1)。
- 3.「教科に関する科目」のうち「民法 I」、「行政法 I」、「経済学と現代」、「応用ミクロ経済学」は、いずれか 2 科目 (4 単位) を選択必修とする (※ 2)。
- 4.「教科に関する科目」のうち 20 単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができる。
- 5.「教職に関する科目」のうち、別表 ( I )  $\sim$  (VI ) において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 6.「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」(※「情報機器概論」を除く)及び「教科に関する科目」(※ 日本史,外国史,地理学を除く)は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 7.「教科に関する科目」は、昼間コース履修の手引きの別表 (V) を併用して単位を修得することができる。
- 8. 特別支援学校(盲学校, 聾学校及び養護学校)並びに社会福祉施設等において,「介護体験等」を行わなければならない。